

# 青森県報

第四千四百五十六号

平成三十年  
五月三十日  
(水曜日)

## 目次

### 規則

○青森県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則… (障害福祉課) … 一

### 訓令

○青森県未来を変える元気事業費補助金の交付に関する事務の地域県民局長への委任等に関する規程の一部を改正する訓令… (地域活力振興課) … 三

### 告示

○登録販売者試験の施行… (医療薬務課) … 三  
○障害福祉サービス事業者の指定… (障害福祉課) … 四  
○指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出… (同) … 四  
○基本測量の終了… (監理課) … 四  
○都市計画事業計画の変更認可… (都市計画課) … 四

### 公告

○県営土地改良事業計画変更の決定… (農村整備課) … 五

### 出先機関

○土地改良区の役員の就任… (西北地域県民局) … 五  
○土地改良区の役員の就任及び退任… (同) … 五  
○土地改良区の役員の就任… (同) … 六

○土地改良事業の工事の完了… (同) … 六

## 規則

青森県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年五月三十日

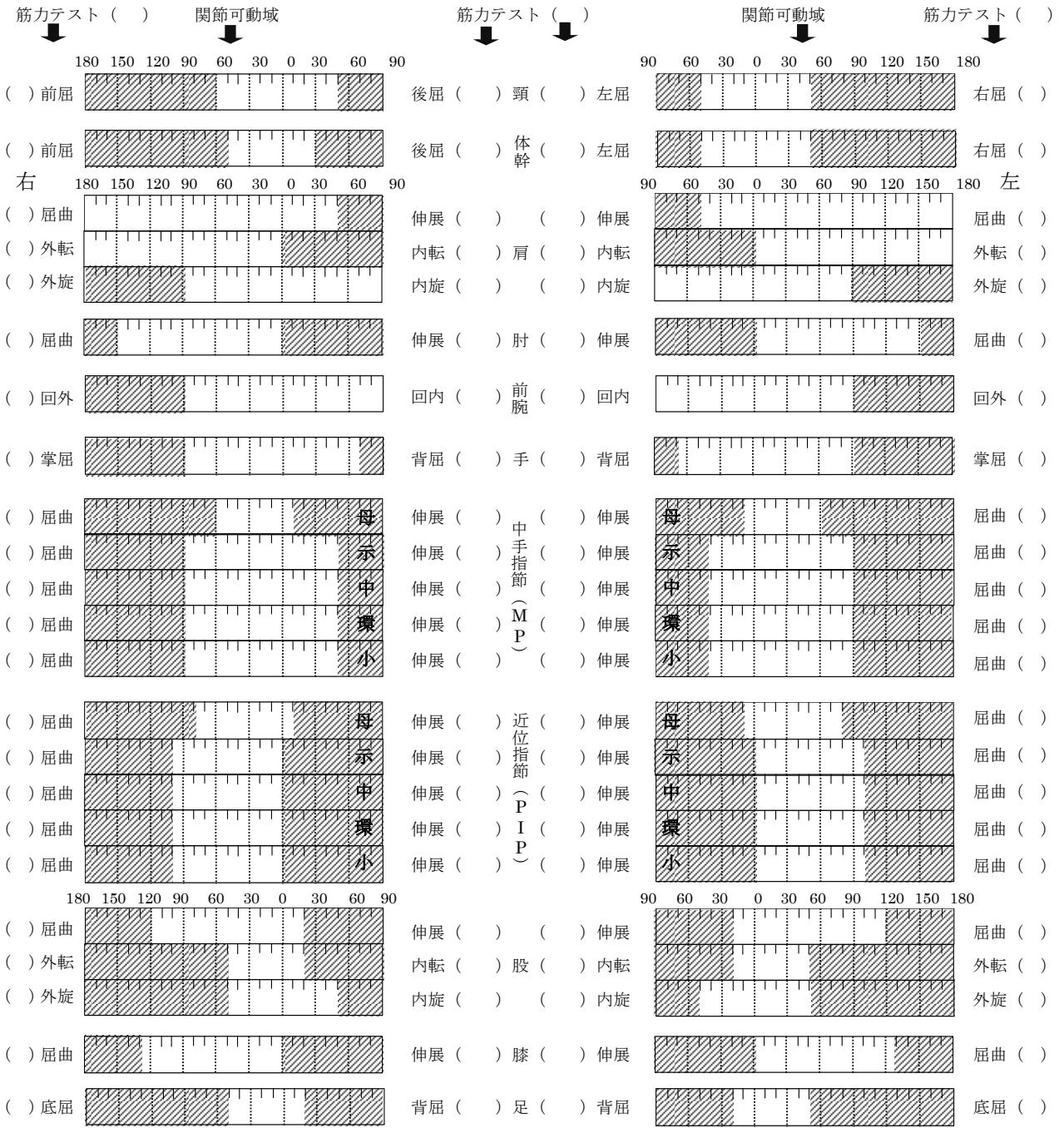
青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県規則第三十二号

#### 青森県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

青森県身体障害者福祉法施行細則(昭和六十二年三月青森県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第四号様式の総括表の②中「疾病、先天性、その他( )」を「**災害、疾病、先天性、その他( )**」に改め、同様式の肢体不自由の状況及び所見の関節可動域(ROM)と筋力テスト(MMT)の表中備考及び注以外の部分を次のように改める。



附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の青森県身体障害者福祉法施行細則第四号様式の規定は、この規則の施行の日以後の診断に係る医師の診断書及び意見書について適用し、同日前の診断に係る医師の診断書及び意見書については、なお従前の例による。

訓 令

青森県訓令甲第十三号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

青森県未来を変える元気事業費補助金の交付に関する事務の地域県民局長への委任等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年五月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県未来を変える元気事業費補助金の交付に関する事務の地域県民局長への委任等に関する規程の一部を改正する訓令

青森県未来を変える元気事業費補助金の交付に関する事務の地域県民局長への委任等に関する規程（平成二十八年五月青森県訓令甲第十八号）の一部を次のように改正する。

- 第二条第一号中「」及び「」を「。以下「補助規則」という。」及び「」に改め、同条第二号中「青森県補助金等の交付に関する規則」を「補助規則」に改め、同条に次の一号を加える。
- 三 平成三十年度青森県未来を変える元気事業費補助金交付要綱（平成三十年五月七日制定）に基づく補助金に係る補助規則及び同要綱の施行に関する事。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

告 示

青森県告示第四百九号

平成三十年登録販売者試験を次のとおり施行するので、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第五十九条の四第二項の規定により公示する。

平成三十年五月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の期日及び場所

1 期日

平成三十年八月二十九日（水）

2 場所

青森市大字横内字神田一二

青森中央学院大学

二 受験願書受付期間

平成三十年六月二十七日（水）から同年七月三日（火）まで。ただし、郵送による場合は、書類が完備されているものに限り、同日までの消印のあるものは有効とする。

三 受験願書提出先

〒〇三〇―八五七〇

青森市長島一丁目の一

青森県健康福祉部医療薬務課業務指導グループ

四 その他

受験願書用紙は、県内の各地域県民局地域健康福祉部保健総室（保健所）及び青森健康福祉部医療薬務課業務指導グループで交付する。

試験について不明な点は、青森県健康福祉部医療薬務課業務指導グループ（電話〇一七―七三四―九二八九）に問い合わせること。

青森県告示第四百十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成三十年五月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う所	指定年月日
社会福祉法人弘前豊徳会	弘前市大字大川一八の字中桜川一八の一〇	就労継続支援A型	就労継続支援A型サンプラザ弘前	弘前市大字大川一八の字中桜川一八の一〇	平成三〇・六一

青森県告示第四百十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成三十年五月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービス事業を行う事業所	廃止年月日
株式会社さくら杜	弘前市大字福田一丁目二の一	就労継続支援A型	田舎館農房	南津軽郡田舎館村大字大曲字村元二二の一	平成三〇・五・三一

青森県告示第四百十二号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年五月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 作業種類  
基本測量（電子国土基本図（地名情報）「住居表示住所」整備業務）
- 二 作業期間  
平成二十九年十一月十三日から平成三十年三月二十三日まで
- 三 作業地域  
青森市

青森県告示第四百十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、八戸都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成三十年五月二十二日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成三十年五月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 施行者の名称  
おいらせ町
- 二 都市計画事業の種類  
八戸都市計画下水道事業
- 三 事業施行期間  
昭和六十一年九月九日から平成三十七年三月三十一日まで
- 四 事業地  
1 収用の部分  
都市計画事業計画の変更認可（平成二十三年三月十六日青森県告示第二百三十

九号)の事業地に変更なし。  
2 使用の部分

都市計画事業計画の変更認可(平成二十三年三月十六日青森県告示第二百三十九号)の事業地のうち、おいらせ町秋堂、木崎、彦七川原、間木、中下田、立蛇、中平下長根山、西下谷地、松原二丁目、新助川原、牛込平、下前田、上前田、東下川原、新田、堀ノ内、東下谷地、千刈田、黒坂谷地、一川目一丁目、一川目二丁目、一川目四丁目、二川目一丁目、二川目二丁目、二川目三丁目、二川目四丁目、深沢一丁目、深沢二丁目及び沼端地内において事業地を変更する。

公 告

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第一項の規定により、大平地区の県営土地改良事業(農地整備事業(経営体育成型))計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成三十年五月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間  
平成三十年五月三十一日から同年六月二十七日まで
- 三 縦覧の場所  
外ヶ浜町役場

出 先 機 関

土地改良区の役員の就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、広

田堰土地改良区から、次のとおり役員の新任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成三十年五月三十日

西北地域県民局長 平 野 義 一

役員 の 氏 名	住 所	就任の 年 月 日
白戸 勝一	五所川原市大字七ツ館字鶴ヶ沼一八八	平成三〇・四・九

土地改良区の役員の新任及び退任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、五所川原北部土地改良区から、次のとおり役員の新任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成三十年五月三十日

西北地域県民局長 平 野 義 一

役員 の 氏 名	住 所	就任及び 退任 の 年 月 日
岩谷 博	五所川原市字幾島町五七	平成三〇・五・三就任
小野 孝幸	大字鶴ヶ岡字川袋一七七の〇	〃
高橋 光明	大字藻川字村崎六九四の二	〃
渡辺 光義	〃 〃 六六一の一	〃
奈良 孝男	大字田川字藪里一三七の二	〃
鹿内 清榮	大字湊字船越二三四の二	〃
宮本嘉四太郎	字下平井町四七の一	〃
木村 一彦	大字高瀬字一本柳一五八	〃
坂本 春義	〃 〃 〃	〃
笠井 健一	北津軽郡鶴田町大字鶴田字一本木一二〇の二 五所川原市大字長橋字広野二九七の一	〃

職 務	氏 名	住 所	就任の年月日
理事	宮本嘉四太郎	字下平井町四七の一	三〇・五・二退任
〃	長尾 則昭	大字鶴ヶ岡字鎌田二六一の一	〃
〃	岩谷 博	字幾島町五七	〃
〃	小野 孝幸	大字鶴ヶ岡字川袋一七七の一	〃
〃	奈良 孝男	大字田川字敷里一三七の二	〃
〃	高橋 光明	大字藻川字村崎六九四の二	〃
〃	鹿内 清榮	大字湊字船越二三四の二	〃
〃	笠井 健一	大字長橋字広野二九七の一	〃
〃	渡辺 光義	大字藻川字村崎六六一の一	〃
〃	坂本 春義	北津軽郡鶴田町大字鶴田字一本木一二〇の二	〃

土地改良区の役員就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、鳴沢土地改良区から、次のとおり役員が就任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成三十年五月三十日

西北地域県民局長 平野 義一

職 務	氏 名	住 所	就任の年月日
理事	長谷川 伸	西津軽郡鰺ヶ沢町大字北浮田町字今須一五四の一五	平成三〇・四・六

土地改良事業の工事完了

岩木川左岸地区の県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公告する。

平成三十年五月三十日

西北地域県民局長 平野 義一

- 一 県営土地改良事業の名称  
岩木川左岸地区かんがい排水事業
- 二 工事完了年月日  
平成三十年二月十三日

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭